

掛川市告示第86号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月27日

掛川市長 松 井 三 郎

1 供用及び処理を開始する年月日

平成28年 6 月 1 日

2 供用及び処理を開始する区域

西大渚の一部、大渚の一部及び横須賀の一部

3 既に供用を開始している区域

西大渚の一部、大渚の一部、横須賀の一部及び沖之須の一部

4 供用開始面積

約4.3ha（大須賀処理区供用開始区域 約208.8ha）

5 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面による

6 下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市沖之須2700番地の1

大須賀浄化センター

7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

8 関係図書の縦覧

(1) 期間

平成28年 5 月27日（金）から平成28年 5 月31日（火）まで（閉庁日を除く。）

(2) 時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

(3) 場所

掛川市役所都市建設部下水整備課

掛川市長谷一丁目 1 番地の 2 掛川市浄化センター内